

高齢者における 避難行動要支援者登録事業 について



ご高齢等で、災害が起きた時に自分の力で避難することが困難で特に支援が必要な方を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成し、安否確認・避難支援等に役立てます。

例えば・・・

【防災訓練等への活用】
防災訓練や防災の啓発に
役立てます。



【安否確認・避難支援】
事前に情報を警察や消防に提供
することで災害時に避難支援を
受けられやすくなります。



【避難所での生活支援】
個別避難計画の作成により、
適切な支援を受けられやす
くなります。



名簿整備の背景

東日本大震災では高齢者と障害者の死亡率が非常に高かったことから、災害対策基本法が改正され、特に避難支援が必要である方を対象とした「避難行動要支援者名簿」の作成が各自治体に義務付けられました。これに伴い、荒川区では「避難行動要支援者名簿」を作成することになりました。

1 対象となる人は？

避難行動要支援者とは、災害発生時等において自力での避難が難しく、避難行動をとることに特に支援が必要とされる方です。

荒川区では下記のいずれかに該当する方を避難行動要支援者として定めています。

在宅で生活し、下記のいずれかに該当する方
(施設や病院などに長期入所、長期入院されている方を除く)

- ①介護保険における要介護4～5の認定者
- ②おおむね65歳以上で登録を希望する者



*②で登録を希望する場合は、「申請書兼同意書」(区役所で配布)を記入後、区に提出してください。

2 名簿の内容は？

住民基本台帳をもとに、対象となる方の下記の情報を載せた名簿を作成します。

- ①氏名 ②住所 ③電話番号 ④性別
- ⑤生年月日 ⑥避難支援を必要とする理由

3 名簿の提供先は？

避難行動要支援者の方々が災害時の避難等の際に可能な限り地域で支援が受けられるよう、対象者本人の同意を得た上で、区が平時から名簿を以下の方々へ提供します。

【提供先(避難支援等関係者)】

警察署、消防署、民生委員、町会・自治会、福祉避難所として指定されている施設の運営事業者

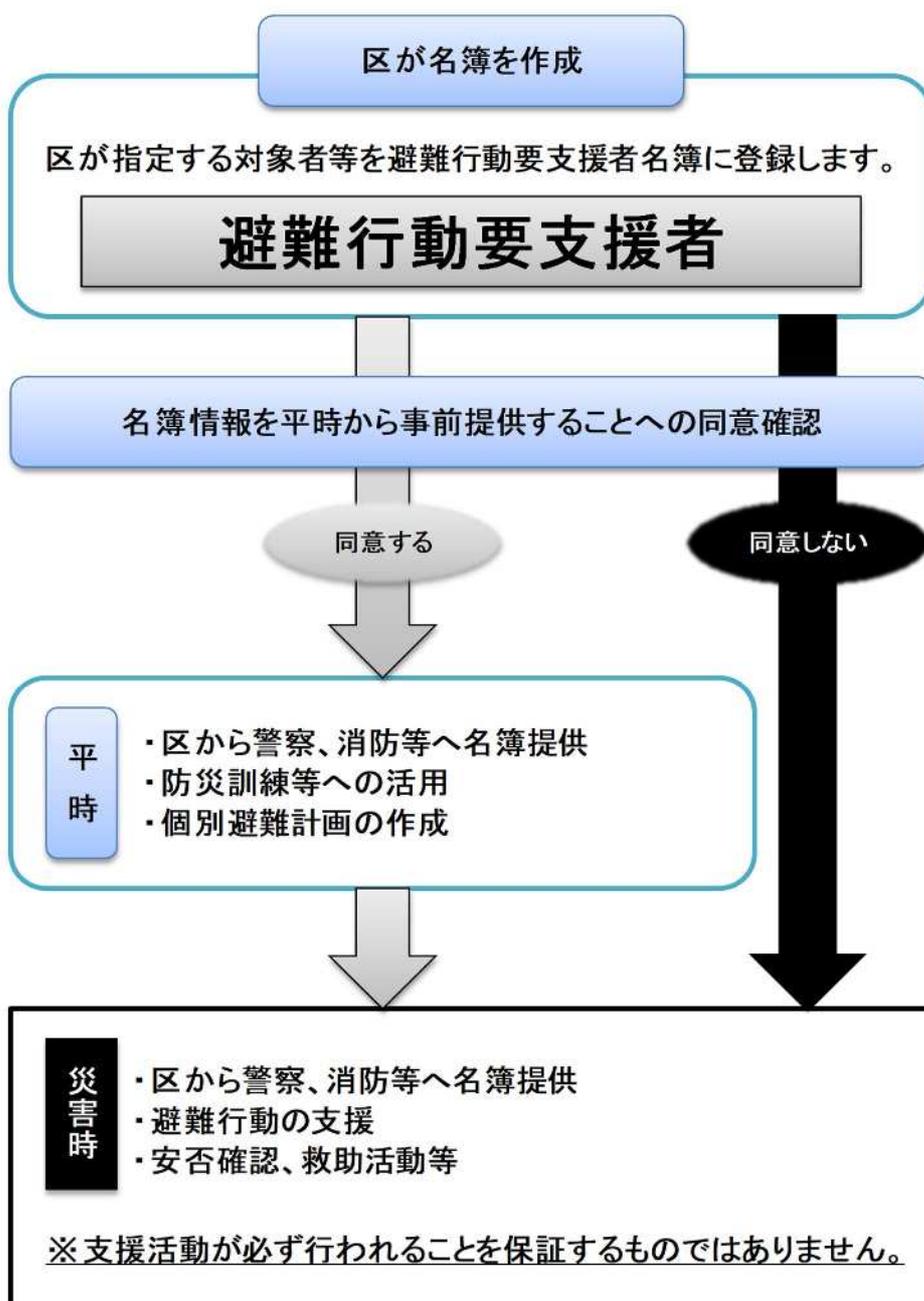


4 個人情報の取扱いは？

個人情報については、区及び避難支援等関係者内において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。また、名簿提供時には区が個人情報の取扱い説明を実施します。

5 名簿を活用した支援とは？

同意していただいた方の名簿情報を避難支援等関係者に提供することで、災害時の避難誘導等に活用します。



6 Q&A

◆必ず同意しなければいけないの？

ご本人の同意は、名簿情報を事前に地域の名簿提供先に提供しておくために必要となるものです。事前の提供を希望されない場合は、同意いただく必要はありません。

◆同意したら助けに来てくれるの？

同意により避難支援や生活支援を受けられやすくなるはありますが、必ずしも支援が保障されるものではありません。また、避難支援等関係者は法的な責任や義務を負うものではありません。

◆同意しないとどうなるの？

平時から名簿情報を事前提供することはありません。

ただし、災害時や災害発生のおそれがある場合には、名簿掲載対象者の方の名簿情報を避難支援等関係者に提供することが可能になっています。

◆個別避難計画とは何ですか？

災害発生時に的確な安否確認や避難誘導などを行うため、避難行動要支援者ごとに作成する計画です。避難所での生活支援にも役立てられます。

【お問い合わせ先】

荒川区 福祉部 高齢者福祉課 高齢者福祉係

電話 03(3802)3111 内線2675